

# 預金の相続手続きに必要な書類【一覧表】

以下の書類を揃え、**金融機関所定の相続届（または払戻請求書）**と合わせて提出することになります。

区分	書類名	詳細・備考
被相続人 (亡くなられた方)	戸籍謄本、除籍謄本 改製原戸籍	出生から死亡までの連続したもの <b>【取得先】</b> 本籍地の市区町村役場
	通帳 キャッシュカード	預金口座のもの(ない場合は金融機関に相談) <b>【取得先】</b> 手元にあるもの
相続人 (遺産を受け継ぐ人)	戸籍謄本	法定相続人全員のもの <b>【取得先】</b> 本籍地の市区町村役場
	印鑑証明書	法定相続分以外で名義変更する場合 <b>【取得先】</b> 住所地の市区町村役場
	本人確認資料	運転免許証、マイナンバーカードなど <b>【取得先】</b> 手元にあるもの
その他	金融機関所定の相続届	各金融機関が用意している届出書 <b>【取得先】</b> 各金融機関の窓口または郵送
	相続人の預金通帳	払戻金を受け取る口座のもの (口座の確認用) <b>【取得先】</b> 手元にあるもの
	遺産分割協議書	作成済みの場合 <b>【取得先】</b> 自自分で作成
	遺言書	遺言書がある場合(検認済証明書も必要) <b>【取得先】</b> 手元にあるもの

※ 金融機関によって必要書類は異なる場合があります。手続きを始める前に、各金融機関に確認することをおすすめします。また、有効期限(発行から3ヶ月以内、6ヶ月以内など)が設定されている書類もありますので、取得のタイミングにも注意が必要です。

不明な点がございましたら、お気軽にお問合せください **【相談無料】**

**司法書士法人 不動産名義変更手続センター**

**0120-670-678**

電話相談受付時間：9:00～18:00 (土日祭日を除く)

<https://www.meigi-henkou.jp/>

# 司法書士法人 不動産名義変更手続センターを選ぶ理由

## 1. 専門性と豊富な実績：相続登記の「プロフェッショナル」

- ・ 東京で相続手続き・不動産名義変更を専門とする実績豊富な司法書士法人です。
- ・ 每年2,000件を超える無料相談実績があり、複雑な事案も多数解決しています。
- ・ この実績と専門特化が、迅速かつ正確な手続きを可能にします。

## 2. 依頼者の不安を解消する「明確でシンプルな料金体系」

- ・ お客様の不安を解消するため、明確で分かりやすい料金設定を徹底しています。
- ・ 複雑な設定や、後から追加される分かりにくい加算がないシンプルな費用プランをご用意。
- ・ 費用のお見積りは無料で、総額の費用を自動計算シミュレーションで簡単に知ることができます。

## 3. 全国対応による地理的制約の解消

- ・ 全国の金融機関に対する手続きの代行が可能です。
- ・ 遠方の銀行であっても、交通費や日当などの費用追加は一切発生しません。

## 4. ワンストップサービスと他士業連携による総合サポート

- ・ 相続に関する「法律の問題」「税金の問題」についても、全てサポートするワンストップサービスを提供。
- ・ 弁護士、税理士、不動産業者などと強固に連携し、幅広いニーズに対応可能です。

## 5. 依頼から完了までの期間短縮と、手間のかかる作業の完全代行

- ・ 面倒な作業（戸籍収集、遺産分割協議書の作成など）を全てワンストップで代行するため、依頼者は完全に手間から解放されます。
- ・ 土曜・日曜・祝日や夜間（要予約）でも相談に対応しており、柔軟なサービス提供を心がけています。

### «司法書士法人 不動産名義変更手続センター»

〒102-0074

東京都千代田区九段南4-6-11 九段渋木ビル4F

TEL: 03-6265-6559 / FAX: 03-6265-6569

E-mail: [info@meigi-henkou.jp](mailto:info@meigi-henkou.jp)

代表 司法書士 板垣 隼